

令和7年度

第2回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年5月29日（木）

令和7年度第2回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年5月29日（木）10:00～11:05

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

<u>農業委員</u>	<u>会 長</u>	松 木 会 長	<u>1 番</u>	高 橋 委 員	<u>2 番</u>	上 原 委 員
	<u>3 番</u>	猪 俣 委 員（欠席）	<u>5 番</u>	荒 川 委 員	<u>6 番</u>	荻野(の)委員
	<u>7 番</u>	加 藤 委 員（欠席）	<u>8 番</u>	高 橋 委 員	<u>9 番</u>	小 宮 委 員
	<u>10番</u>	松 井 委 員	<u>11番</u>	荻野(た)委員（欠席）	<u>12番</u>	中戸川委員（欠席）
	<u>13番</u>	横 山 委 員	<u>14番</u>	笹 尾 委 員		

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 事

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 議案第14号 新規就農者に対する農家資格の認定について
- 議案第15号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（所有者・機構間）
- 議案第16号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（機構・借り手間）
- 議案第17号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について（所有者・機構間）
- 議案第18号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について（機構・借り手間）
- 議案第19号 平塚市農業委員会における新規就農者に対する農家資格の認定に関する要綱の一部改正について
- 議案第20号 下水道運営審議会委員の推薦について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、3件の通知について、土地の所在地の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、6件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、4件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、6件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事 務 局

1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立城島小学校北西に約440mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 35,925.00㎡

田・・・約3町

畑・・・約5反

取得後経営面積 36,880.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター4、耕うん機3、田植機3、コンバイン2

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について事務局に報告を求める。

事 務 局

譲受人が耕作されている一部の農地で荒れているところがあり、今回の申請を認めることは難しいのではないかという連絡を地元委員から事務局にいただき、現地を確認したところ、荒れている状況を確認した。そのため、その旨を申請者の代理人に説明し、1度取り下げ、荒れている農地を綺麗にしてから、再度申請するとの連絡があった。このような経緯が本総会までにあったため、議案から取下げとなる。

議 長

事務局の報告を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、1 番案件は事務局の報告のとおり、申請取下げの確認となる。

結 果

申請取下げ報告。⇒申請取下げ確認

(2番案件)

事務局 2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

上粕屋南金目線「真田橋」から東に約480mに位置

神奈川県農業技術センターから北東に約420mに位置

全て農振白地

【経営地】

経営面積 24,413.25㎡

田・・・約1町1反2畝

畑・・・約1町3反2畝

取得後経営面積 29,040.25㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

配偶者 (60代) 農業専従

子 (30代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター5、耕うん機3、田植機1、コンバイン1

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地はそれぞれ別の場所にある田と畑になる。田については、当該地元委員から適正に管理され問題はない旨確認している。別の申請地である畑についても、きれいに管理され現状問題はない。譲受人は、家族3名でキュウリを中心に、露地野菜、稲作等幅広く農業経営されており、昨年からは子が新たに農業に携わるということから、畑についても年間を通じて効率よく利用されるということで、ネギを中心に転作等をするにあたり、畑が必要となっている状況であり、問題はない。

議長 地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果 異議なしで議決される。⇒許可

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 農地法第4条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

コンクリート土間

【申請地】

相模原大磯線「ふじみ野団地南入口」から西に約165mに位置

【立地基準】

農地区分・・・農業用施設用地

【理由及び近隣状況】

農業振興地域内農業用施設用地

東側は宅地、西側及び北側は農地、南側は道路。

【利用計画】

敷地内はコンクリート敷、雨水は既存の雨水枡へ勾配を利用し排水

農用地区域の用途区分変更は済み

隣接農地所有者は本人のみ

【申請理由】

現在、200㎡以下の農業用倉庫が存在している。農耕機械を使用する際の作業性向上及び農作物の管理・保管の機能向上のために、倉庫の周囲にコンクリート土間の施工をしたい。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に求める。

地元委員 申請地は、自宅に隣接している所に倉庫が建っており、3年前に200㎡以下の農業用施設の届出をしていたが、使用していく中で、倉庫の周りがぬかるみ、農作物の管理等の理由から施設の周囲もコンクリートにしたいということとなり、200㎡を超えてしまうことから改めて4条の許可申請をするもので、農水産課の手続きについても終了済みであり、隣接地も所有者の敷地のみで問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

車両置場

【申請地】

市立金目小学校五領ヶ台分校から西に約 380 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市立金目小学校五領ヶ台分校から西へ約 400 m、近隣公園であるめぐみが丘公園から北西へ約 320 m、前面に水管、下水管が埋設された建築基準法第 42 条指定道路がある状況。

東側及び西側は宅地、北側は農地、南側は道路。

【利用計画】

出入口は西側住宅からの計画

敷地内は全面碎石敷、雨水自然浸透

南側及び東側境界部分は既存フェンス、及び新たなフェンスを設置。北側に C B 2 段積を設置予定

隣接農地所有者は本人のみ。水利土木組合は同意済み

【申請理由】

申請人の知人が稲作を辞め、農機具等を譲受けるため、現在の置場では農機具等の置場としては手狭となり、併せて車両等も申請地にまとめることができ、農地の賃借を拡大し引き続き農業を行うため転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は、車両置場としての利用。自宅に隣接している場所に車両を置く計画であり、特に問題は無い。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請3件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

自己住宅

【権利】

使用貸借権設定

【申請地】

平塚松田線神奈中バス「寺分」バス停から南に約40mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第2種農地

【理由及び近隣状況】

10ha未満の一団の農地（約2ha）

東側及び南側は農地、西側及び北側は宅地。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画

東側農地境界は新設CB1段積、南側農地境界は既存石積で被害防除

雨水排水は隣地既存樹から水路放流承諾済み

隣地農地いずれも譲渡人による同意、水利土木組合長からの同意済み

【申請理由】

譲受人は家族2名で市外の賃貸物件に居住している。高齢の母親が営む農業を娘夫婦である譲受人と営農している。母親と共同農作業を実施しているが、これまで以上に積極的に農業に従事するため、実家の隣地にある土地に自己住宅を建築し、その敷地の一部の農地を転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 譲受人は、譲渡人の子とその夫で、子の住宅を農家住宅として建築する計画。利用計画では住宅を建て、住宅敷地の一部として利用する予定。宅地に隣接している部分の農地を転用する予定。北側の通路を通り県道へ接道されている。申請地の南側にも農地があるが、そちらについては、引き続き農地として利用されると思われ、問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

店舗の駐車場

【権利】

使用貸借権設定

【申請地】

社会福祉法人中原福祉会中原保育園から北へ40mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

平塚市役所豊田窓口センターから300m以内（180m）

東側は農地、西側は店舗、南側は駐車場、北側は道路。

【利用計画】

出入口は西側店舗からの計画

東側農地境界は新設RC擁壁、北側道路境界は新設CB3段を設置し被害防除

雨水は敷地内に雨水最終樹を新設し、排水

水利土木組合長からの同意済み

【申請理由】

譲受人は飲食店事業を行っている。混雑時は駐車場が不足することが多く、周辺道路に支障が出ていた。申請地は店舗敷地と隣接で、一体利用できるため、駐車場敷地として転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員欠席のため、事務局から代理連絡意見の報告を求める。

事 務 局

申請地の周りにはすでに宅地があり、また、現状渋滞が発生し周辺道路に支障が出ているところもあるため、今回の転用は問題ないとの意見を頂いている。

議 長

事務局の報告を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

A 委 員

申請される部分は駐車場として利用される予定か。

事 務 局

駐車場として利用される。なお、店舗があった部分は現在更地になっている。

議 長

他に質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(3 番案件)

事 務 局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

平塚松田線神奈中バス「土屋霊園入口」バス停から南に約 20 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 2 種農地

【理由及び近隣状況】

10 ha 未満の一団の農地（約 2 ha）。

東側は河川、西側及び北側は道路、南側は雑種地（一時転用中）。

【利用計画】

出入口は西側道路からの計画。

南側隣地は譲受人が一時転用で資材置場として利用中。

雨水は自然浸透処理。

道路側は既存 3 m 鋼板、それ以外の周囲は単管パイプ及び波板鋼板で被害防除。

隣地に農地がなく、水利土木組合もないため、同意なし。

【申請理由】

譲受人は設立以来、砂及び骨材の生産及び販売を中心に事業を行っている。以前の一時転用では、平塚ツインシティ工場の受注による一時的な保管場所として利用していたが、それ以外の工事受注の増加に伴い、永続的に利用したいと考え永久転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

3 番案件について事務局に経過報告を求める。

事 務 局

令和 7 年 3 月総会及び 4 月総会にて審議された今回の申請地は、一時転用期間が終了し、永久転用として申請している土地となるが、前総会時同様、平塚市まちづくり条例の適用があることについて、平塚市開発指導課から必要な整備基準や住民説明会実施等の手続きが未了と報告を受けている。従って、前総会に引き続きまちづくり条例の処分がされる見込みが確認されていない段階であるため、事務手続き上の観点から、引き続き審議は保留中に変わらない状況にある。

議 長

事務局の報告を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

3 番案件は、審議の余地ありとして、異議なしと認め、継続審議と決議する。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒継続審議（翌月以降に審議保留）。

議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

- 議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、6件の証明願について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。
- 議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から6番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。
- (1番から6番案件)
- 議 長 地元委員に意見を求める。
- 地元委員A 1番案件について、ナスを中心に夏野菜を栽培され、問題はないことを報告。
- 地元委員A 2番案件について、田は田植えの準備をされており、問題はないことを確認した。また、畑はサツマイモを一反近く植えており、幼稚園の収穫体験などにも利用されている。問題がないことを報告。
- 地元委員B 3番案件について、継続調査をしたが適正に管理、耕作されており、畑はカキも植えられていたが、問題なく管理されていたことを報告。
- 地元委員C 4番案件について、雑草も生えておらず、きれいに管理され、問題はないことを報告。
- 地元委員D 5番案件について、夏は燕麦を緑肥で育てており、スイカ、カボチャも植えられ管理されており、問題がないことを報告。
- 地元委員B 6番案件について、相続税の納税猶予に関する入口案件としての調査。水田として適正に管理され問題がないことを報告。
- 議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。
- 結 果 1番案件から6番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第14号 新規就農者に対する農家資格の認定について

議 長 新規就農者に対する農家資格の認定、2件について、事務局より説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、新規就農者について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 新規就農者と立ち会い、農業で生計を立てるのではなく、夜間に福祉の仕事に携わり、昼間に農業を行う。大磯の研修地で研修をしていたが、サツマイモ、ジャガイモ、タマネギ等を栽培し、収穫物は子ども食堂へ寄付を予定している。将来は農業で生計を立てる予定だが、かながわ農業サポーターに認定されており、未利用耕作放棄地を利用して耕作をする予定で、意欲もあり、問題はないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、申請者の農家資格を認定することに決議する。

議 長 異議なしで議決される。⇒ 農家資格認定 ⇒ 認定証発行

(2 番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 新規就農者と立ち会い、年齢は60代で高齢であるが、令和2年4月から市外で研修を始め、令和6年からは、市内で研修を行っていた。露地野菜が中心となり、植物性の肥料を使った有機栽培に近い営農法を予定。周囲の農法とは異なるが、周囲の農家との調和をとり、営農していくということであり、また、農道の畦畔部分も草刈ができており問題はないと思われる。販路は、研修先の紹介やネット販売を予定しているが、売上によっては、農協に加入する場合もあるとのことである。住所地は現在市外であるが、市内に転居する予定で住宅を探している状況。地元の倉庫も借りることができており、農作物を保管することもでき、問題がないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、申請者の農家資格を認定することに決議する。

議 長 異議なしで議決される。⇒ 農家資格認定 ⇒ 認定証発行

議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（所有者・機構間）

議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（機構・借り手間）

- 議 長 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計 334 件について、事務局に説明を求める。
- 事務局 主に新規案件について議案書のとおり、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1（1）の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- B 委員 165、166 件目の借り手はどのような作付けをされるか。
- 事務局 主に自然薯を栽培される。小田原にあるレストランに卸す予定。
- C 委員 159 件目の借り手はこれから何を作付けされるか。経営地の状況はどのような状況か。
- 地元委員 牧草用の牧草を栽培される。経営地についても問題はない。
- 議 長 他に質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は承認ということで決議する。
- 結 果 異議なしで議決される。⇒承認

議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について（所有者・機構間）

議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について（機構・借り手間）

議 長 農用地利用集積等促進計画作成に関する意見、計 2 件について、事務局に説明を求める。

事 務 局 新規案件について議案書のとおり、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1（1）の各要件を満たしている旨も報告。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問があるか問う。

D 委 員 議案の 15 号、16 号と議案の 17 号、18 号の違いを簡単に説明してほしい。

事 務 局 議案の 15 号、16 号は、平塚市農業委員会が農用地利用集積等促進計画（農地賃借計画）の原案を作成し、神奈川県農業会議へ促進計画の作成を要請するもの。一方、議案の 17 号、18 号は、神奈川県農業会議が市に対して促進計画案の提出を依頼し、市が案を作成する。このとき、市は農業委員会に意見を求めることになっている。

議 長 他に質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は本計画案が適当と報告するというで決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒本計画案が適当と報告

議案第19号 平塚市農業委員会における新規就農者に対する農家資格の認定に関する要綱の一部改正について

議 長 平塚市農業委員会における新規就農者に対する農家資格の認定に関する要綱の一部改正について事務局より説明を求める。

事 務 局 配布した資料に沿って説明。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、原案どおり平塚市農業委員会における新規就農者に対する農家資格の認定に関する要綱を一部改正することと決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒ 承認

議案第20号 下水道運営審議会委員の推薦について

議 長 下水道運営審議会委員の推薦について事務局より説明を求める。

事務局 推薦にあたって概要を説明。

議 長 事務局の説明を踏まえて、自薦又は推薦及び、質問があるか問う。

議 長 自薦又は推薦及び、質問が無いため事務局から補足説明を求める。

事務局 推薦にあたって、現農業委員は任期が継続中であり、総会及び本人の承認が求められれば、引き続き高橋正治委員を推薦する案について説明。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

(異議なしとの声あり)

議 長 異議なしと認め、高橋正治委員を推薦することに決定する。

以上をもって閉会する。

(11時05分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。